

吹田市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定
の申請等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）を行う事業者（以下「第1号事業者」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請及び更新)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、吹田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）申請書（様式第1号）に関係書類を添えて行うものとする。

2 法第115条の45の6第1項の規定による申請は、吹田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者指定（更新）申請書（様式第1号）に関係書類を添えて行うものとする。

(指定事業者の指定)

第3条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、指定の適否を審査し、指定をするときは事業者指定通知書により、指定をしないときは事業者不指定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 法施行規則第140条の63の7の規定による指定第1号事業者の指定の有効期間は、原則6年とする。ただし、市長の判断により当該期間より短い期間を定めることができるものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の拒否)

第4条 前条第1項に規定する指定事業者の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定をしないこととする。

(1) 訪問型サポートサービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち省令第140条の63の6第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。）又は通所型サポートサービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち省令第140条の63の6第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）については、申請者が法人でないとき。

(2) 通所型入浴サポートサービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち緩和した基準によるサービスをいう。）については、申請者が法人かつ法に基づく介護保険サービスを他に行う指定事業者でないとき。

- (3) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に掲げる暴力団関係者と認められる者であるとき。
- (4) 当該申請に係る事業者指定によって、吹田市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超えることになると認めるとき。
- (5) 申請者が、第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準等に従って適正な第1号事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (7) 申請者が、介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (8) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (9) 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（以下「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (10) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
- (11) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (12) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第5条第3項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (13) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に

係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として吹田市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して10日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第5条第3項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (14) 第11号に規定する期間内に第5条第3項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (15) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (16) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第5号から第8号まで又は第11号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (17) その他市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じるとき。

(変更の届出等)

第5条 指定の申請事項の変更に係るものにあつては吹田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者変更届出書(様式第2号)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては吹田市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者廃止・休止・再開届出書(様式第3号)により行うものとする。

- 2 指定第1号事業者は、指定の申請事項に変更があつたときは、10日以内に市長に提出しなければならない。
- 3 指定第1号事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに市長に提出しなければならない。
- 4 指定第1号事業者は、休止した当該第1号事業を再開するときは、事前に連絡のうえ、市長に提出しなければならない。
- 5 指定第1号事業者は、当該事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防支援事業者、その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(事業者情報の公表及び提供)

第6条 市長は、第2条から前条までの各規定による指定または届出の受理をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、大阪府、大阪府国民健康保険団体連合会その他の機関にこれを提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 第2条の申請をした者、当該者の主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住

所

- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が適当と認める事項

(委任)

第7条 この要領に規定するもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(指定等を行うために必要な準備行為)

第2条 市長は、この要領の施行期日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業者の指定等に関し必要な手続きを行うことができる。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。